

一部事務組合下北医療センター
経営健全化計画書

経営健全化計画書

一部事務組合下北医療センター

第1 資金不足比率が経営健全化基準以上となった要因の分析

平成14年度以降の診療報酬のマイナス改定や経営形態の見直しを含め、指定管理者制度の導入や北通り・西通りでの再編による統廃合を進め合理化を図ってきたが、大型設備等に由来する過去の不良債務解消は困難となっており、資金不足比率が経営健全化基準を超えたものである。

共通事項

平成14年度以降の診療報酬のマイナス改定により、収益が悪化した。
同規模の黒字病院や民間の医療機関との比較
人件費・材料費・委託料等に係る経費が過大かつ医業収益に対する割合も高い
収益性に見合わない多額の（身の丈に合わない）設備投資
一般会計の極めて厳しい財政事情による繰入金不足

むつ総合病院

平成20年度末において不良債務（資金不足）を解消したため、該当しない。

むつりハビリテーション病院

不良債務（資金不足）は少額であり、平成21年度で解消される。

川内診療所

医師の退職が相次ぎ、医師確保ができなかったことから、入院患者の受入れが制限され、収入が減少した。

内科の専門医師が確保できず、外来収益が減少した。

人口の減少に伴う患者数の減少による影響

大畑診療所

医師不足により入院患者の受入れができず、収益の確保ができなかった。

人口の減少に伴う患者数の減少による影響

脇野沢診療所

周辺地区の人口減少に伴う患者数の減少による影響

大間病院

病床利用率の減少傾向が続き、収益確保に影響を与えている。

長期投薬により患者数が減少した。

人口の減少に伴う患者数の減少による影響

佐井地区診療所

人口の減少に伴う患者数の減少による影響

風間浦診療所

人口の減少に伴う患者数の減少による影響

東通地区診療所

一般会計から当年度で費用全額繰入れを行っているため、不良債務（資金不足）が発生しないことから、該当しない。

第2 計画期間

平成21年度から平成24年度までの4年間

第3 経営の健全化の基本方針

むつ総合病院

7年間に及ぶ第五次病院事業経営健全化計画により不良債務の解消が図られたところであるが、医師確保の困難や総医療費の抑制基調など経営環境は更に厳しい状況となることが予想されることから、これまで講じてきた収益確保、費用削減の各種施策を継続して実施する。

圏域内医療機関との医療連携を積極的に進め、安定的な収益の確保に努める。

また、救急医療、高度医療など採算性の乏しい分野においても、適正医療を安定的、継続的に提供するため、経費負担のルールに基づく一般会計の負担を確保する。

むつりハピリテーション病院

指定管理者制度（利用料金制）を導入済みであり、経費の不足分についても一般会計の経費負担が確立されていることから、これを継続する。

川内診療所

診療報酬改定等による医療を取り巻く環境の変化や、過疎による診療人口の減少と厳しい財政状況の中で、地域医療を確保するため、収益確保対策や経費の節減を徹底する。

一般会計からの計画的な繰入金により不良債務（資金不足）の解消を図る。

大畑診療所

平成21年度から指定管理者制度（利用料金制）を導入していることから、一般会計からの繰入金により不良債務（資金不足）の解消を図る。

脇野沢診療所

診療報酬改定等による医療を取り巻く環境の変化や、過疎による診療人口の減少と厳しい財政状況の中で、地域医療を確保するため、収益確保対策や経費の節減を徹底する。

一般会計からの計画的な繰入金により不良債務（資金不足）の解消を図る。

大間病院

平成20年度より北通り地域の診療施設を統合し、医師確保を図りながら収入の確保に努め、人件費等費用の節減に取り組む。

佐井地区診療所

経費節減に努めるとともに、一般会計からの繰入金により不良債務（資金不足）の解消を図る。

風間浦診療所

指定管理者制度（利用料金制）を導入済みであり、一般会計からの繰入金により不良債務（資金不足）の解消を図る。

東通地区診療所

指定管理者制度（利用料金制）を導入済みであり、一般会計から当年度で費用全額を繰入れしているため、不良債務（資金不足）は発生しない。

第4 資金不足比率を経営健全化基準未滿とするための方策

共通事項

運営形態の見直しや、統廃合について検討する。
業務の効率化を図り、経費・人件費の抑制に努める。

むつ総合病院

一時借入金の圧縮始め財務基盤の強化を図る必要があり、このためには安定した収益の確保が最も重要な事項である。特に、運営の中心である入院においては、1日平均患者数を395人とし、各診療科が目標達成のための具体的な取組を講ずる。

むつリハビリテーション病院

資金不足比率は経営健全化基準未滿であり、不良債務（資金不足）も平成21年度には解消されることから、繰入金が確実に実行されるように一般会計と協議を行い、これを継続することにより新たな不良債務（資金不足）を発生させないようにする。

川内診療所

人件費については、平成22年度から事務の一元化による事務員2名の減員により削減する。

材料費については、院外処方となるため薬品費は削減となるものの、その他の材料の取扱いについては、購入の方法を十分考慮し、在庫に無駄のないようにする。

経費についても無駄のないよう費用削減に努める。

今後は、一般会計からの繰入金により不良債務（資金不足）を解消する。

大畑診療所

平成21年度から指定管理者制度（利用料金制）を導入し、むつ市介護老人保健施設を併設、一般病床を19床から10床に縮小し入院患者の受入体制を可能とし、管理運営を効果的かつ効率的に行うことが可能となった。

今後は、一般会計からの繰入金により不良債務（資金不足）を解消する。

脇野沢診療所

一般会計からの計画的な繰入金により不良債務（資金不足）の解消を図る。

平成20年4月より歯科部門を川内診療所歯科に集約しており、毎週木・金曜日の診療応援により、人件費及び経費を削減して健全化を図る。また、医科においても、職員の定年退職については基本的に不補充とし、不足する人員については臨時・パート職員で対応する。

大間病院

一般会計からの計画的な繰入金により不良債務（資金不足）の解消を図る。

特定健診受入れ等により収入の確保に努める。

C T更新による算定点数の増により、収益の増を図る。

佐井地区診療所

人件費の削減を行い、一般会計からの計画的な繰入金により不良債務（資金不足）を解消する。

風間浦診療所

指定管理者制度を導入済みであり、一般会計からの計画的な繰入金により不良債務（資金不足）を解消する。

東通地区診療所

指定管理者制度を導入済みであり、一般会計から当年度で費用全額を繰入れしていることから不良債務（資金不足）が発生しないため、これを継続する。

第5 各年度ごとの第4の方策に係る収入及び支出に関する計画

別紙1 各年度ごとの第4の方策に係る収入及び支出に関する計画のとおり

別紙2 収支計画のとおり

第6 各年度ごとの資金不足比率の見通し

事業の規模は同水準で推移しているが、不良債務（資金不足）は経費の削減効果と一般会計からの繰入金により毎年削減されていくため、平成24年度には経営健全化基準の20パーセントを下回る見込みである。

（単位：％）

比率名	年度				
	平成20年度	計画初年度 平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度
資金不足比率	51.8	44.7	38.4	28.9	14.6

第7 その他経営の健全化に必要な事項

各施設の不良債務（資金不足）は、各市町村が責任を持って解消する。

平成24年度末までに、むつ総合病院のみの一組化し、その他の施設については当該市町村への移管を検討する。

むつ総合病院

効率的な経営を行うため、地方公営企業法の全部適用を行い、更に、現行組織をむつ総合病院のみを運営する形態に改めることについて検討する。

むつりハピリテーション病院

国立病院の移譲を受けたものであるため、国有財産法の用途指定により最低10年間は医療施設として使用することとなっており、当面は現状を維持しなければならないが、平成24年度末までに、一部事務組合から当該市町村への移管について検討する。

川内診療所

一般会計からの繰入れが確実に実行されるよう協議を継続していく。
平成24年度末までに、一部事務組合から当該市町村への移管について検討する。

大畑診療所

一般会計からの繰入れが確実に実行されるよう協議を継続していく。
また、指定管理者制度（利用料金制）の導入に伴い、公立診療所の機能と役割を果たしつつ、民間的経営が図られるよう指定管理者との協調体制を図る。
平成24年度末までに、一部事務組合から当該市町村への移管について検討する。

脇野沢診療所

平成24年度末までに、一部事務組合から当該市町村への移管について検討する。

大間病院

病床稼働率の改善を図るため、更なる検討を加える。
平成24年度末までに、一部事務組合から当該市町村への移管について検討する。

佐井地区診療所

平成24年度末までに、一部事務組合から当該市町村への移管について検討する。

風間浦診療所

指定管理者制度（利用料金制）の導入に伴い、公立診療所の機能と役割を果たしつつ、民間的経営が図られるよう指定管理者との協調体制を図る。
平成24年度末までに、一部事務組合から当該市町村への移管について検討する。

東通地区診療所

一般会計からの繰入れが確実に実行されるよう協議を継続していく。
また、指定管理者制度（利用料金制）の導入に伴い、公立診療所の機能と役割を果たしつつ、民間的経営が図られるよう指定管理者との協調体制を図る。
平成24年度末までに、一部事務組合から当該市町村への移管について検討する。

各年度ごとの第4の方策に係る収入及び支出に関する計画

(単位:千円)

実施年度	項目	内容	平成21年度	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
むつ総合病院							
H12	管理職手当の減額支給	医師を除く管理職に対する手当の60%減額	5,875	5,875	5,875	5,875	5,875
H14	時間外勤務手当の削減	代替休暇制度による時間外手当の削減	67,300	67,300	67,300	67,300	67,300
H14	技能職員の退職不補充	助手等について退職不補充(H21末1名)	0	9,452	9,452	9,452	9,452
H14	駐車場の有料化	患者を除く利用者の有料化	16,436	16,436	16,436	16,436	16,436
H21	レントゲン画像のフルデジタル化	自動現像機及び担当職員の廃止	1,962	1,962	1,962	1,962	1,962
H15	予約診療の導入(H15~)	予約料金として315円を徴収	5,670	5,670	5,670	5,670	5,670
H18	入院基本料の引き上げ(H18~)	7対1看護基準算定のための診療体制確保	328,829	328,829	328,829	328,829	328,829
H20	各種加算の取得(ハイリスク妊娠管理加算)	ハイリスク妊娠管理加算の取得体制整備	6,600	6,600	6,600	6,600	6,600
H20	各種加算の取得(ハイリスク分娩管理加算)	ハイリスク分娩管理加算の取得体制整備	1,920	1,920	1,920	1,920	1,920
H20	各種加算の取得(入院時医学管理加算)	入院時医学管理加算の取得体制整備	64,800	64,800	64,800	64,800	64,800
H20	各種加算の取得(がん診療連携拠点加算)	がん診療連携拠点加算の取得体制整備	144	144	144	144	144
H20	各種加算の取得(臨床研修病院入院診療加算)	臨床研修病院入院診療加算の取得体制整備	2,400	2,400	2,400	2,400	2,400
川内診療所							
H21	計画的な繰入金の実施	不良債務解消にむけた一般会計からの繰入金	238,893	362,285	467,052	566,852	566,852
H21	計画的な繰入金の実施	(他施設の不良債務減目標の不足分)	99,000	20,134	46,020	0	0
H22	職員給与費の減	事務員2名の減	0	15,558	15,558	15,558	15,558
H22	薬品費の減	院外処方による	0	184,257	184,257	184,257	184,257
H21	委託料の減	診療報酬情報入力業務、MRI保守業務の解約	11,185	11,185	11,185	11,185	11,185
大畑診療所(指定管理者制導入済)							
H21	計画的な繰入金の実施	不良債務解消にむけた一般会計からの繰入金	90,000	90,000	300,000	600,000	600,000

脳野沢診療所										
H21	計画的な繰入金の実施	不良債務解消にむけた一般会計からの繰入金	76,751	82,737	81,482	130,317				129,153
H21	へき地特別調整交付金による収入の増	へき地診療所の運営に係る費用の算出基準額の3分2	6,294	6,316	6,316	6,316				6,316
H21	給与費の削減	定年退職者の不補充	5,888	5,916	5,916	11,152				11,152
大間病院										
H21	計画的な繰入金の実施	不良債務解消にむけた一般会計からの繰入金	21,600	8,400	8,400	8,400				8,753
H21	特定健診の受入	特定健康診断受入	2,830	3,940	3,940	3,940				3,940
H21	診療報酬の確保(CT更新により算定点数の増)	CT更新による点数の増	3,969	3,969	3,969	3,969				3,969
佐井地区診療所										
H21	計画的な繰入金の実施	不良債務解消にむけた一般会計からの繰入金	30,000	30,000	30,000	30,000				30,000
H21	給与費の削減	事務職員給与の2%カット	93	90	91	92				93
H21	給与費の削減	事務職員期末・勤勉手当の3%カット	47	48	47	47				47
風間浦診療所(指定管理者制導入済)										
H21	計画的な繰入金の実施	不良債務解消にむけた一般会計からの繰入金	80,000	80,000	80,000	80,000				80,000
合 計			1,168,486	1,416,223	1,755,621	2,163,473				2,162,663

収支計画

(単位:千円、%)

収益的収支

区分	年度	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	率						
		18年度 決算額	19年度 決算額	20年度 決算額	21年度 見込額	22年度	23年度	24年度	25年度	前年度 決算額	当年度 見込額	22年度	23年度	24年度	25年度	
収入	1. 医業収益 a	10,905,587	11,009,430	10,311,947	10,016,400	9,878,997	9,935,887	9,931,863	9,919,564	6.3	2.9	1.4	0.6	0.0	0.1	
	(1) 料 金 収 入	10,556,199	10,660,552	9,880,701	9,531,057	9,364,256	9,416,319	9,412,267	9,400,001	7.3	3.5	1.8	0.6	0.0	0.1	
	入 院 収 益	6,381,558	6,473,338	6,040,794	5,906,435	6,039,941	6,051,314	6,034,996	6,034,996	6.7	2.2	2.3	0.2	0.3	0.0	
	外 来 収 益	4,174,641	4,187,214	3,839,907	3,624,622	3,324,315	3,365,005	3,377,271	3,365,005	8.3	5.6	8.3	1.2	0.4	0.4	
	(2) そ の 他	349,388	348,878	431,246	485,343	514,741	519,568	519,596	519,563	23.6	12.5	6.1	0.9	0.0	0.0	
	うち他会計負担金	24,833	31,588	108,881	146,101	189,183	189,183	189,183	189,183	244.7	34.2	29.5	0.0	0.0	0.0	
	うち基準内繰入金	24,833	31,588	108,881	146,101	189,183	189,183	189,183	189,183	244.7	34.2	29.5	0.0	0.0	0.0	
	うち基準外繰入金	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	
	2. 医業外収益	1,163,820	1,130,416	1,202,860	1,696,943	1,602,618	1,504,292	1,437,449	1,395,510	6.4	41.1	5.6	6.1	4.4	2.9	
	(1) 他会計負担金	186,268	354,082	439,681	837,098	790,629	831,608	784,442	756,967	24.2	90.4	5.6	5.2	5.7	3.5	
	うち基準内繰入金	119,158	276,150	363,256	753,450	693,258	735,471	686,935	661,948	31.5	107.4	8.0	6.1	6.6	3.6	
	うち基準外繰入金	67,110	77,932	76,425	83,648	97,371	96,137	97,507	95,019	1.9	9.5	16.4	1.3	1.4	2.6	
	(2) 他会計補助金	220,159	300,456	329,957	458,431	416,985	287,795	268,166	253,633	9.8	38.9	9.0	31.0	6.8	5.4	
	一時借入金利息分	52,546	54,084	59,104	98,377	110,421	103,739	90,949	78,535	9.3	66.4	12.2	6.1	12.3	13.6	
	その他の	167,613	246,372	270,853	360,054	306,564	184,056	177,217	175,098	9.9	32.9	14.9	40.0	3.7	1.2	
(3) 国(県)補助金	671,448	364,559	326,586	311,188	309,257	301,980	302,047	302,116	10.4	4.7	0.6	2.4	0.0	0.0		
(4) その他	85,945	111,319	106,636	90,226	85,747	82,909	82,794	82,794	4.2	15.4	5.0	3.3	0.1	0.0		
経常収益(A)	12,069,407	12,139,846	11,514,807	11,713,343	11,481,615	11,440,179	11,369,312	11,315,074	5.1	1.7	2.0	0.4	0.6	0.5		
支出	1. 医業費用 b	11,815,045	11,941,734	11,123,499	10,823,950	10,599,771	10,666,274	10,611,047	10,431,203	6.9	2.7	2.1	0.6	0.5	1.7	
	(1) 職員給与費	5,269,730	5,356,843	5,374,813	5,370,327	5,409,429	5,483,584	5,441,100	5,345,942	0.3	0.1	0.7	1.4	0.8	1.7	
	基本給	2,472,970	2,471,058	2,422,422	2,402,187	2,385,914	2,426,605	2,411,527	2,356,605	2.0	0.8	0.7	1.7	0.6	2.3	
	退職手当	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	
	その他の	2,796,760	2,885,785	2,952,386	2,964,246	3,016,544	3,046,257	3,022,401	2,982,075	2.3	0.4	1.8	1.0	0.8	1.3	
	(2) 材料費	3,208,469	3,197,679	3,190,952	2,930,484	2,659,834	2,654,888	2,648,045	2,645,063	0.2	8.2	9.2	0.2	0.3	0.1	
	うち薬品費	1,753,806	1,795,716	1,744,962	1,534,559	1,324,298	1,311,424	1,312,176	1,309,763	2.8	12.1	13.7	1.0	0.1	0.2	
	(3) 経費	2,734,736	2,696,122	1,929,459	1,921,649	1,939,341	1,946,886	1,925,979	1,895,433	28.4	0.4	0.9	0.4	1.1	1.6	
	うち委託料	823,694	829,140	607,617	585,312	584,167	591,782	591,863	589,162	26.7	3.7	0.2	1.3	0.0	0.5	
	(4) 減価償却費	555,988	589,737	577,369	545,518	538,186	533,143	547,773	495,314	2.1	5.5	1.3	0.9	2.7	9.6	
	(5) その他	46,122	101,353	50,906	55,972	52,981	47,773	48,150	49,451	49.8	10.0	5.3	9.8	0.8	2.7	
	2. 医業外費用	802,193	779,595	772,169	716,034	685,273	633,972	562,194	513,851	1.0	7.3	4.3	7.5	11.3	8.6	
	(1) 支払利息	516,530	503,668	487,860	464,404	440,451	404,769	367,058	323,574	3.1	4.8	5.2	8.1	9.3	11.8	
	うち一時借入金利息	183,070	181,175	182,684	173,994	166,778	137,486	110,898	85,441	0.8	4.8	4.1	17.6	19.3	23.0	
	(2) その他	285,663	275,927	284,309	251,630	244,822	229,203	195,136	190,277	3.0	11.5	2.7	6.4	14.9	2.5	
	経常費用(B)	12,617,238	12,721,329	11,895,668	11,539,984	11,285,044	11,300,246	11,173,241	10,945,054	6.5	3.0	2.2	0.1	1.1	2.0	
	経常損益(A)-(B)(C)	547,831	581,483	380,861	173,359	196,571	139,933	196,071	370,020	34.5	145.5	13.4	28.8	40.1	88.7	
	特別	1. 特別利益(D)	596,107	734,522	998,370	309,873	361,641	717,022	1,141,560	1,148,058	35.9	69.0	16.7	98.3	59.2	0.6
		うち他会計繰入金	558,773	680,421	971,106	305,533	357,189	712,555	1,137,088	1,143,596	42.7	68.5	16.9	99.5	59.6	0.6
		2. 特別損失(E)	13,915	22,183	24,879	28,129	14,178	16,695	16,698	16,691	12.2	13.1	49.6	17.8	0.0	0.0
特別損益(D)-(E)(F)		582,192	712,339	973,491	281,744	347,463	700,327	1,124,862	1,131,367	36.7	71.1	23.3	101.6	60.6	0.6	
純損益(C)+(F)		34,361	130,856	592,630	455,103	544,034	840,260	1,320,933	1,501,387	352.9	23.2	19.5	54.4	57.2	13.7	
累積欠損金(G)		16,993,120	16,862,271	16,269,641	5,732,724	5,188,707	4,348,462	3,027,544	1,526,172	3.5	64.8	9.5	16.2	30.4	49.6	
流動資産(A)		6,938,430	6,769,292	7,528,063	5,993,961	6,128,577	5,881,170	5,891,057	5,958,444	11.2	20.4	2.2	4.0	0.2	1.1	
うち未収金		6,398,336	5,843,783	6,397,130	5,382,406	5,528,006	5,277,739	5,277,054	5,275,036	9.5	15.9	2.7	4.5	0.0	0.0	
流動負債(I)		14,497,003	13,711,262	13,503,469	11,215,181	10,561,084	9,238,092	7,585,763	5,864,566	1.5	16.9	5.8	12.5	17.9	22.7	
うち一時借入金		13,611,814	12,363,274	11,431,765	10,192,903	9,591,972	8,590,713	7,105,457	5,455,492	7.5	10.8	5.9	10.4	17.3	23.2	
うち未払金	535,600	595,634	1,368,471	603,260	777,357	394,307	345,461	344,907	129.8	55.9	28.9	49.3	12.4	0.2		
翌年度繰越財源(ウ)	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-		
当年度許可債で未借入又は未発行の額	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-		
差引(イ)-(ア)-(ウ)(オ)	7,558,573	6,941,970	5,975,406	5,221,220	4,432,507	3,356,922	1,694,706	93,878	13.9	12.6	15.1	24.3	49.5	100.0		
単年度資金収支額	390,188	616,603	966,564	754,186	788,713	1,075,585	1,662,216	1,788,584	56.8	22.0	4.6	36.4	54.5	7.6		
累積欠損金比率 $\frac{(G)}{a} \times 100$	155.8	153.2	157.8	57.2	52.5	43.8	30.5	15.4	3.0	63.7	8.2	16.7	30.3	49.5		
不良債務比率 $\frac{(オ)}{a} \times 100$	69.3	63.1	57.9	52.1	44.9	33.8	17.1	0.0	8.1	10.0	13.9	24.7	49.5	100.0		
医業収支比率 $\frac{a}{b} \times 100$	92.3	92.2	92.7	92.5	93.2	93.2	93.6	95.1	0.6	0.2	0.7	0.1	0.5	1.6		
地方財政法施行令第19条第1項により算定した資金の不足額(H)	7,558,573	6,941,970	5,975,406	5,221,220	4,432,507	3,356,922	1,694,706	93,878	13.9	12.6	15.1	24.3	49.5	105.5		
地方財政法による資金不足の比率 $\frac{(H)}{a} \times 100$	69.3	63.1	57.9	52.1	44.9	33.8	17.1	0.9	8.2	10.0	13.8	24.7	49.4	105.3		
健全化法施行令第16条により算定した資金の不足額(I)	7,558,573	6,941,970	5,975,406	5,221,220	4,432,507	3,356,922	1,694,706	93,878	13.9	12.6	15.1	24.3	49.5	105.5		
健全化法施行規則第6条に規定する解消可能資金不足額	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-		
健全化法施行令第17条により算定した事業の規模	11,367,229	11,480,344	11,524,417	11,671,742	11,520,161	11,583,998	11,572,957	11,567,605	0.4	1.3	1.3	0.6	0.1	0.0		
健全化法第22条により算定した資金不足比率 $\frac{(I)}{(K)} \times 100$	66.4	60.4	51.8	44.7	38.4	28.9	14.6	0.8	14.2	13.7	14.1	24.7	49.5	105.5		

(注) 1. 複数の病院を有する事業にあっては、合計表のほか、別途、病院ごとの計画を添付すること。
 2. 当年度以降の収支計画は過去の実績等を助案のうえ、できる限り正確なものを作成すること。
 3. '流動負債'には、企業債の前借りである一時借入金(いわゆる起債前借)の額に相当する額を除くこと。
 4. '翌年度繰越財源'とは、当該事業年度に執行すべき事業に係る支出予算額のうち、翌事業年度に繰り越したものの財源に充当することができる特定の収入で当該事業年度に収入された部分に相当する額をいう。
 5. '当年度許可債で未借入又は未発行の額'とは、当該事業年度において支出予算執行済とした建設改良費の財源に充てられる企業債のうち未借入又は未発行のものをいう。
 6. '単年度資金収支額'については、次の算式により算出すること。
 'N年度 単年度資金収支額' = N-1年度の「流動負債(イ) - 流動資産(ア) + 翌年度繰越財源(ウ)」 - N年度の「流動負債(イ) - 流動資産(ア) + 翌年度繰越財源(ウ)」
 7. 100床未満の病院にあっては、千円単位で記載すること。

資本的収支

(単位:千円、%)

区分	年度	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	平成	伸 率					
		18年度 決算額	19年度 決算額	20年度 見込額	21年度 見込額	22年度	23年度	24年度	25年度	前年度 見込額	当年度 見込額	22年度	23年度	24年度	25年度
収 入	1. 企 業 債	736,900	325,700	432,200	305,400	828,900	580,000	159,500	150,000	32.7	29.3	171.4	30.0	72.5	6.0
	2. 他 会 計 出 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-
	3. 他 会 計 負 担 金	256,353	291,272	424,031	530,231	458,649	495,036	448,103	460,804	45.6	25.0	13.5	7.9	9.5	2.8
	うち 基 準 内 繰 入 金	249,798	281,684	414,528	492,295	423,783	462,036	410,639	421,295	47.2	18.8	13.9	9.0	11.1	2.6
	うち 基 準 外 繰 入 金	6,555	9,588	9,503	37,936	34,866	33,000	37,464	39,509	0.9	299.2	8.1	5.4	13.5	5.5
	4. 他 会 計 借 入 金	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-
	5. 他 会 計 補 助 金	1,522	1,406	509,345	2,625	595	0	0	0	36,126.5	99.5	77.3	100.0	-	-
	6. 国 (県) 補 助 金	5,460	13,523	11,320	85,675	279,535	189,189	0	0	16.3	656.8	226.3	32.3	100.0	-
	7. 工 事 負 担 金	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-
	8. 固 定 資 産 売 却 代 金	83,613	29,923	10,000	50	0	0	0	0	66.6	99.5	100.0	-	-	-
9. 其 他 の 収 入 計 (a)	1,083,848	661,824	1,386,896	923,981	1,567,679	1,264,225	607,603	610,804	109.6	33.4	69.7	19.4	51.9	0.5	
うち翌年度へ繰り越される 支出の財源充当額 (b)	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	
前年度許可債で当年度借入分 (c)	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	
純計(a) - ((b) + (c)) (A)	1,083,848	661,824	1,386,896	923,981	1,567,679	1,264,225	607,603	610,804	109.6	33.4	69.7	19.4	51.9	0.5	
支 出	1. 建 設 改 良 費	757,209	305,415	666,904	889,733	1,112,510	809,698	167,929	161,377	118.4	33.4	25.0	27.2	79.3	3.9
	うち 職 員 給 与 費	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-
	2. 企 業 債 償 還 金	589,648	559,546	631,661	689,233	781,045	789,963	679,531	691,729	12.9	9.1	13.3	1.1	14.0	1.8
	うち建設改良のための企業債分	589,648	544,885	631,660	689,233	781,045	789,963	679,531	691,729	15.9	9.1	13.3	1.1	14.0	1.8
	うち災害復旧のための企業債分	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-
	3. 他 会 計 長 期 借 入 金 返 還 金	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-
4. そ の 他 の 支 出 計 (B)	1,346,857	864,961	1,658,565	1,578,966	1,893,555	1,599,661	847,460	853,106	91.8	4.8	19.9	15.5	47.0	0.7	
差 引 不 足 額 (B) - (A) (C)	263,009	203,137	271,669	654,985	325,876	335,436	239,857	242,302	33.7	141.1	50.2	2.9	28.5	1.0	
補 て ん 財 源	1. 損 益 勘 定 留 保 資 金	0	0	177,086	237,479	273,802	310,460	219,379	219,646	-	34.1	15.3	13.4	29.3	0.1
	2. 利 益 剰 余 金 処 分 額	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	
	3. 繰 越 工 事 資 金	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	
	4. そ の 他 の 計 (D)	0	0	177,086	597,479	273,802	310,460	219,379	219,646	-	237.4	54.2	13.4	29.3	0.1
補 て ん 財 源 不 足 額 (C) - (D) (E)	263,009	203,137	94,583	57,506	52,074	24,976	20,478	22,656	53.4	39.2	9.4	52.0	18.0	10.6	
当 年 度 許 可 債 で 未 借 入 又 は 未 発 行 の 額 (F)	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	
実 質 財 源 不 足 額 (E) - (F)	263,009	203,137	94,583	57,506	52,074	24,976	20,478	22,656	53.4	39.2	9.4	52.0	18.0	10.6	
他 会 計 借 入 金 残 高 (G)	0	0	0	0	0	0	0	0	-	-	-	-	-	-	
企 業 債 残 高 (H)	8,775,553	8,541,768	8,342,246	7,958,413	8,006,268	7,796,305	7,276,274	6,734,545	2.3	4.6	0.6	2.6	6.7	7.4	

一般会計等からの繰入金の見通し

(単位:千円)

	平成 18年度 決算額	平成 19年度 決算額	平成 20年度 見込額	平成 21年度 見込額	平成 22年度	平成 23年度	平成 24年度	平成 25年度
収 益 的 収 支	(274,623) 990,033	(404,108) 1,366,547	(597,155) 1,849,568	(817,369) 1,744,263	(823,499) 1,770,829	(1,168,707) 2,037,984	(1,556,591) 2,395,722	(1,541,256) 2,360,222
資 本 的 収 支	(10,568) 257,875	(10,994) 292,678	(18,848) 933,376	(40,561) 532,856	(35,461) 459,244	(33,000) 495,036	(37,464) 448,103	(39,509) 460,804
合 計	(285,191) 1,247,908	(415,102) 1,659,225	(616,003) 2,782,944	(857,930) 2,277,119	(858,960) 2,230,073	(1,201,707) 2,533,020	(1,594,055) 2,843,825	(1,580,765) 2,821,026

(注)

- ()内はうち基準外繰入金額を記入すること。
- 「基準外繰入金」とは、「地方公営企業繰入金について」(総務省自治財政局長通知)に基づき他会計から公営企業会計へ繰り入れられる繰入金以外の繰入金をいうものであること。